

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、令和五年一月二十四日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があつたので、
公表する。

令和五年三月三日

培玉縣知事 大野元裕

一
爭議行爲を用ひる労働組合

別表に掲げる学術総合

二
白

力帆が賃金引上げ及び全職種の力帆埠員の実現等の但

令和五年三月七日午前零時から問題解決に至るまでの期間

四場所

別表

故急外来患者及び入院中の重症患者のうちの保安要員若干名を除く、全ての組合

員又は一部の組合員が争議行為を行う。

別表

労働組合名	執行委員長等名	組合員が従事する職場	所在地
埼玉県民主医療機関労働組合生協本部支部	小野 民外里	小野 民外里	埼玉県川口市木曽呂千三百
埼玉県民主医療機関労働組合埼玉協同病院支部	小野 民外里	埼玉協同病院	埼玉県川口市木曽呂千三百
科診療所支部 埼玉県民主医療機関労働組合生協歯科診療所	小野 民外里 生協歯科診療所	たまたま	十七
和六一十六一一一	埼玉県さいたま市緑区東浦	埼玉県川口市木曽呂千三百	埼玉県川口市木曽呂千三百

埼玉県民主医療機関労働組合老健みぬま支部	埼玉県民主医療機関労働組合川口診療所	埼玉県民主医療機関労働組合川口市中青木四一一	小野 民外里	老人保健施設みぬま
埼玉県民主医療機関労働組合さいわい診療所	埼玉県民主医療機関労働組合浦和民主診療所	埼玉県民主医療機関労働組合浦和民主診療所	小野 民外里	小野 民外里
埼玉県民主医療機関労働組合おおみや診療所	埼玉県民主医療機関労働組合かすかべ生協診療所	埼玉県民主医療機関労働組合おおみや診療所	小野 民外里	川口診療所
小野 民外里	小野 民外里	小野 民外里	小野 民外里	小野 民外里
院 埼玉西協同病	秩父生協病院	所 行田協立診療	熊谷生協病院	さいわい診療
十五 埼玉県所沢市中富千八百六	一 埼玉県秩父市阿保町一一十	埼玉県行田市本丸十八一三	埼玉県熊谷市上之三千八百五十四	四十
			埼玉県春日部市谷原二一四	一二十
			埼玉県さいたま市西区指扇千百一二	四十七
			埼玉県さいたま市浦和区北浦和五一十七	埼玉県川口市木曾呂千三百

埼玉県民主医療機関労働組合所沢診療所支部	埼玉県民主医療機関労働組合老健さんとめ支部	埼玉県民主医療機関労働組合あさか虹の歯科支部	埼玉県民主医療機関労働組合大井協同診療所	小野民外里	所沢診療所	埼玉県所沢市宮本町二一二十三一三十四
和田一己	小野民外里	小野民外里	大井協同診療所	老人保健施設さんとめ		
東松山病院	科	あさか虹の歯	埼玉県ふじみ野市ふじみ野	七	埼玉県所沢市中富千六百十	
合 東松山病院労働組 同診療所支部 関労働組合大井協 同診療所支部	東松山病院	埼玉県民主医療機 関労働組合大井協 虹の歯科支部	埼玉県朝霞市浜崎七百二十 一千一百六十一 埼玉県東松山市大字大谷四	四一二 一一一十五	埼玉県朝霞市浜崎七百二十 一千一百六十一 埼玉県ふじみ野市ふじみ野	